

令和6年能登半島地震の影響により、令和6年1月1日以降の納税申告がなされていない場合の高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等の認定等に当たっての留意事項等を周知します。

事務連絡
令和6年7月2日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体
附属学校を置く各国公立大学法人
各公私立高等専門学校
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人海技教育機構

関係各担当課 御中

文部科学省初等中等教育局
修学支援プロジェクトチーム

令和6年能登半島地震の影響により納税申告がなされていない場合の
高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等の支給事務における
留意事項等について

令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等については、「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（令和6年1月7日付け5文科施第704号）により、高等学校等の授業料の取扱いや、高校生等への修学支援について柔軟な対応をお願いしたところであり、関係各位の御尽力に御礼申し上げます。

さて、令和6年度の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）及び高校生等奨学給付金（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）をいう。以下「奨学給付金」という。）等の支給事務に関し、令和6年能登半島地震の発生に伴い、国税庁により納税申告等の期限の延長がなされており、令和6年度の地方税の課税情報が取得できず（※）、認定の判定等に影響が出ることが想定されるところです。

※原則として所得税等（国税）の確定申告書を税務署に提出すると、税務署から地方公共団体に確定申告書等のデータが送信されて地方税の税額が決定されます。

このことを踏まえ、支給事務における留意事項等を下記のとおり示しますので、適切な支給事務の遂行及び被災した生徒等への配慮に努めていただくようお願いいたします。

(参考)

国税庁において、国税通則法第 11 条及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 12 日付国税庁告示により、石川県・富山県に納税地のある方について、令和 6 年 1 月 1 日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置が講じられました（参考資料 1）。

また、本措置については、被災後の状況等を踏まえ、令和 6 年 6 月 14 日付国税庁告示により、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町を除いた地域に納税地がある方について、令和 6 年 1 月 1 日から同年 7 月 30 日までの間に当初の期限が到来する国税の申告・納付等の期限を令和 6 年 7 月 31 日とすることとされたところです。

なお、この期日以降においても、令和 6 年能登半島地震の影響より申告・納付等ができない場合は、所轄税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長措置を受けることができることとされています（参考資料 2）。

また、石川県・富山県以外に納税地がある方であっても、この度の地震により被災され、申告・納付等を行うことができない場合には、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができることとされています（参考資料 1）。

各都道府県教育委員会においては、所管の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 2 条に規定する「高等学校等」をいう。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、市区町村教育委員会においては、その設置する高等学校等に対して、各都道府県私立学校担当課においては、所轄の高等学校等に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社に対して、各国公立大学法人においては、その附属の高等学校等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構においては、その設置する高等専門学校に対して、独立行政法人海技教育機構においては、その設置する海上技術学校に対して下記の事項について周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

加えて、学校の負担軽減を図る視点から、同時期に他の通知等がある場合には、所管の学校に対してまとめて送付いただくなど、教育委員会において必要に応

じて対応をご検討いただけますと幸いです。

記

1. 就学支援金等の支給事務における取扱いについて

就学支援金は、保護者等の市町村民税の課税標準額等を用いた算定式に基づいて受給資格を判定しており、支給月が令和6年7月以降の就学支援金の判定については、当該年度（令和6年度）の課税情報が必要となる。

保護者等の納税地が石川県・富山県にあるなど、税の申告を行っていない場合には、受給資格認定及び収入状況届出の際に、個人番号により情報照会をしても令和6年度の課税情報が確認できないことや、生徒等から令和6年度の課税証明書等が提出されないことが想定される。

このような場合、受給資格の認定ができない又は支払を一時差止める原因となり、就学支援金が支給できないことが想定されるが、生徒・保護者等の被災又は避難等の状況に鑑み、以下のような配慮をすることが考えられる。

なお、就学支援金制度は、保護者等が住所を有する都道府県ではなく、高等学校等の所在地の都道府県知事又は都道府県教育委員会等に対して認定申請等を行うものであるため、被災県以外の都道府県においても、配慮が必要な生徒等が域内の高等学校等に通学している可能性があることに留意して対応していただきたい。

① 家計急変支援制度の活用

保護者等が被災に起因して税の申告ができない間、受給資格の認定ができない又は支払の一時差止めにより就学支援金の支給ができないことが想定される。このような場合、家計急変制度を活用することで、令和6年度の課税情報によらず家計急変事由発生後の収入状況から算出した推計年収等により要件を満たすか否かを判定し、就学支援金による支援を行うことが可能である。

このことを踏まえ、被災した生徒・保護者等に対して、通常の就学支援金制度のみならず、家計急変支援制度の活用についても周知を行うこと。

② 受給資格認定申請書及び収入状況届出書の提出期限の延長

保護者等が被災に起因して税の申告ができない場合、当該生徒について、都道府県の定める受給資格認定申請書及び収入状況届出書の提出期限を延長し、保護者等が申告を行った後に所得判定に係る情報を提出させることが可能である。

この際、生徒・保護者等の被災又は避難等の状況に鑑み、保護者等の課税情報の取得が可能になった日から 15 日以内に申請又は届出がなされた場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 6 条第 3 項の「やむを得ない理由により・・・申請をすることができなかつた場合」と同様に、やむを得ない理由により当該申請又は届出をすることができなくなった日を申請日とみなして、令和 6 年 7 月分から遡及して支給することができる。この取扱いについては、家計急変支援制度に申請し不認定となった場合も同様である。

また、既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合、収入状況届出書の提出を不要とすることが可能であるが、この場合、保護者等が申告を行った後に課税情報の取得が可能になった旨の申出をさせることなどにより判定をすることが考えられる。

このような取り扱いが可能であることについて、周知を行うこと。

③ 各学校における周知や授業料徴収の猶予等について

都道府県等において①又は②のような配慮が行われる場合、各学校においては、生徒・保護者等の被災又は避難等の状況を把握した上で、就学支援金にかかる申請及び届出の提出期限や支給の取扱いについて、当該生徒等に周知すること。

その際、保護者等が被災に起因して税の申告ができない間、就学支援金の支給がなされないことが想定されるため、各学校においては生徒・保護者等の被災又は避難等の状況を考慮し、就学支援金が支給されるまでの間、授業料の徴収を猶予するなど、生徒等やその保護者の負担を軽減できるよう、きめ細かに対応していただきたいこと。

また、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）（いずれも国立を含む）の支給事務においても、①～③の取扱いに倣って対応いただくことが考えられる。

上述の取扱いにあたって不明点があれば、文部科学省修学支援プロジェクトチームに相談いただきたい。

2. 奨学給付金等の支給事務における取扱いについて

奨学給付金等の給付対象者は、高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する生徒等の保護者等であつて、都道府県の区域内に住所を有する生活保護受給世

帯又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者（家計急変による経済的理由から、非課税に相当すると認められる者を含む。）である。

保護者等の納税地が石川県・富山県にあるなど、税の申告を行っていない場合には、受給資格の認定に必要な当該年度（令和6年度）の課税証明書等が、保護者等から提出されないことが想定される。

このような場合、受給資格の認定ができないために、奨学給付金の支給ができないことが考えられるが、生徒・保護者等の被災又は避難等の状況に鑑み、以下のような配慮をすることが考えられる。

なお、被災県以外の都道府県においても、国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置により税の申告ができない保護者等がいることに留意して対応していただきたい。

① 家計急変支援の活用

保護者等が被災に起因して税の申告ができない間、奨学給付金の認定及び支払ができないことが想定されるが、都道府県において定める家計急変の要件に該当する場合には、令和6年度の課税情報によらず家計急変事由発生後の収入状況から算出した推計年収等により判定し、奨学給付金による支援を行うことが可能であるため、通常の奨学給付金のみならず、家計急変支援の利用についても周知を行うこと。

② 高校生等奨学給付金受給申請書の提出期限の延長

保護者等が被災に起因して税の申告を行っていない場合、当該世帯について、都道府県の定める高校生等奨学給付金受給申請書の提出期限を延長し、保護者等が申告を行った後に所得判定に係る情報を提出させること。

なお、その際、保護者等の課税情報の取得が可能になった日から合理的な期間内に提出された場合には、奨学給付金の満額の支払を行って差し支えないこと。

また、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の支給事務においても、①・②の取扱いに倣って対応いただくことが考えられる。

上記取扱いにあたって不明点があれば、文部科学省修学支援プロジェクトチームに相談いただきたい。

【参考資料】

・参考資料 1

「令和 6 年能登半島地震」に係る国税の申告・納付等の期限の延長について（令和 6 年 1 月 12 日国税庁）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/pdf/02.pdf>



・参考資料 2

令和 6 年能登半島地震に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の一部地域における終了について（令和 6 年 6 月 1 4 日国税庁）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/pdf/0024006-015_01.pdf



【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

修学支援プロジェクトチーム

電話：03-5253-4111（内 3567）

Mail：shuugaku@mext.go.jp